

2024 年度 第 2 回

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会

日時：2025 年 3 月 13 日（木）14 時 00 分～15 時 30 分
場所：三宮研修センター 9 階 902 号室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 「にも包括」推進に関する課題整理について
- (2) 神戸市の「にも包括」推進の方向性、取り組みについて

3. 閉 会

資 料

- 資 料 1 前回の意見、「にも包括」構築に向けた協議の視点について
- 資 料 2 地域移行・地域定着推進事業、各区精神障害者支援地域協議会の課題
- 資 料 3 神戸市の「にも包括」推進のビジョン
- 参考資料 1 委員名簿、関係要綱・要領

2021 年 3 月
神戸市障がい者プラン



2023 年度 神戸市
精神保健福祉センター所報



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会

資料 1

開催日時

2024年9月5日 10時～11時30分

参加メンバー構成

学識経験者、当事者・家族会、医療関係(精神科病院、医師会・診療所、訪問看護事業所)、福祉・介護関係(障害者相談支援センター、地域包括支援センター、精神保健福祉士協会、相談支援事業所)、社会参加・地域福祉関係(精神障害者社会復帰連盟、社会福祉協議会)、行政(健康・福祉・住宅・教育)

開催内容

報告(1)神戸市の「にも包括」の現状

(2)精神保健福祉対策の強化

議題(1)「にも包括」推進の上での構成要素
ごとの課題、目標等について

意見(課題) ※一部抜粋して掲載

＜地域移行について＞

- ・地域移行の際、自己決定できるような説明を本人が受けられるようにツールがあるといい。
- ・退院後の生活どう支えていくか検討が必要。(グループホームでのサポート体制等を含めて)
- ・地域生活において医療と福祉の間で支援の必要性についての認識違いがあり、連携が大切。
- ・地域の受け皿を整えるためには地域の理解が必要。

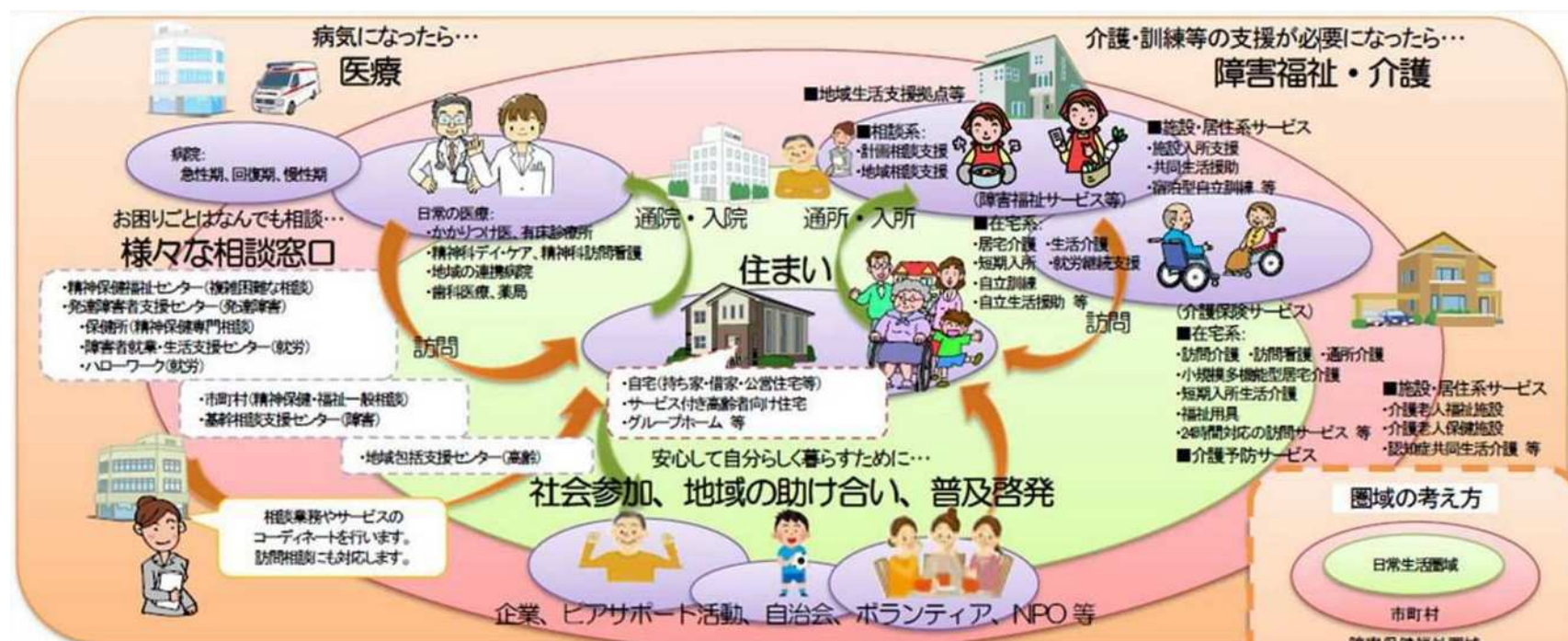
＜普及啓発＞

- ・10代から早期の知識教育や、地域で対応することの多い警察署員への啓発等も必要。
- ・地域で当事者と関わる機会があるとよい。

＜児童へのサポート＞

- ・18歳未満の発達障害等、精神保健福祉分野での福祉サービスが少ない現状にある。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、**医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）**が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは**地域共生社会の実現に向かっていく**上では欠かせないものである。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

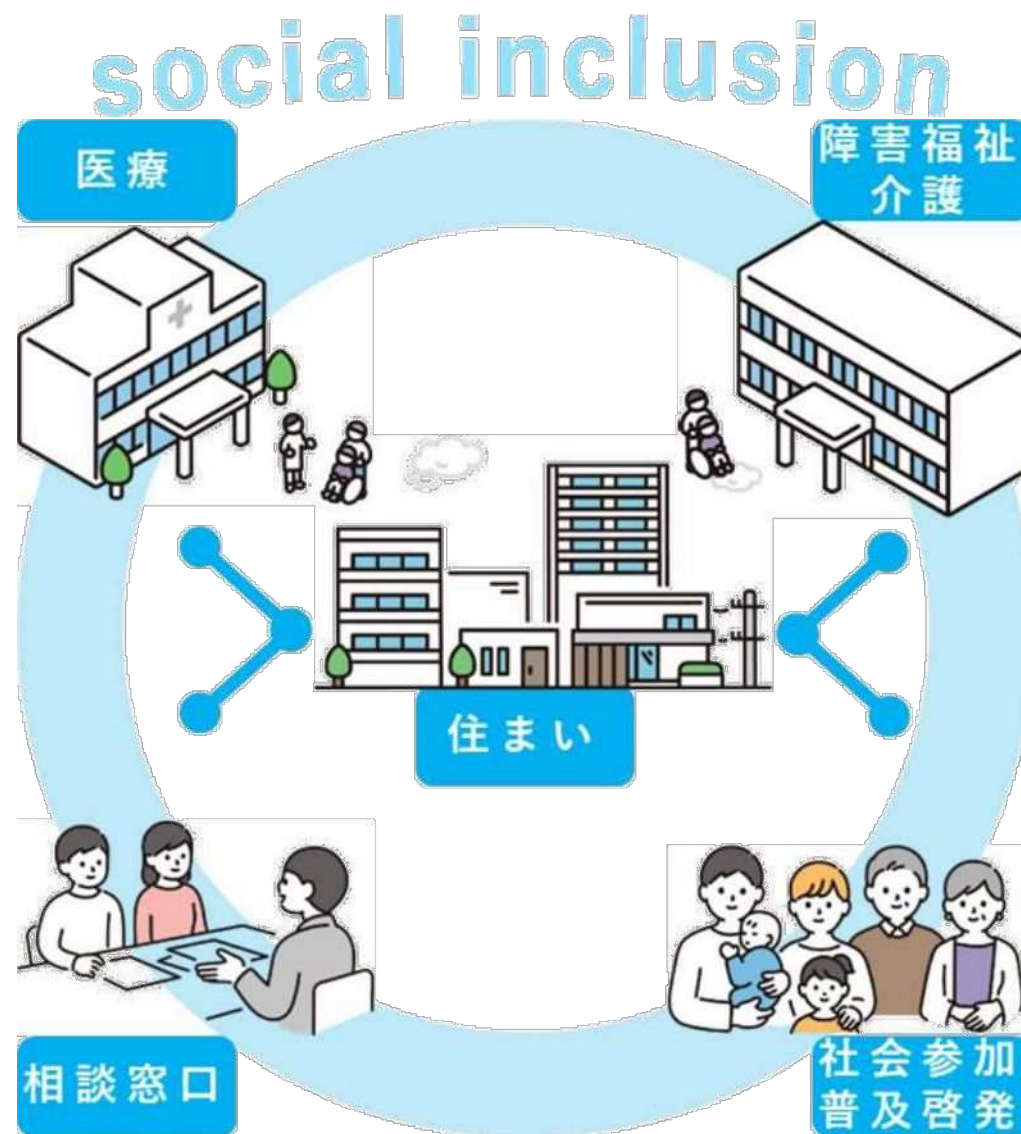
○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

予防的な視点

(メンタルヘルス・ファーストエイド等)

当事者の視点

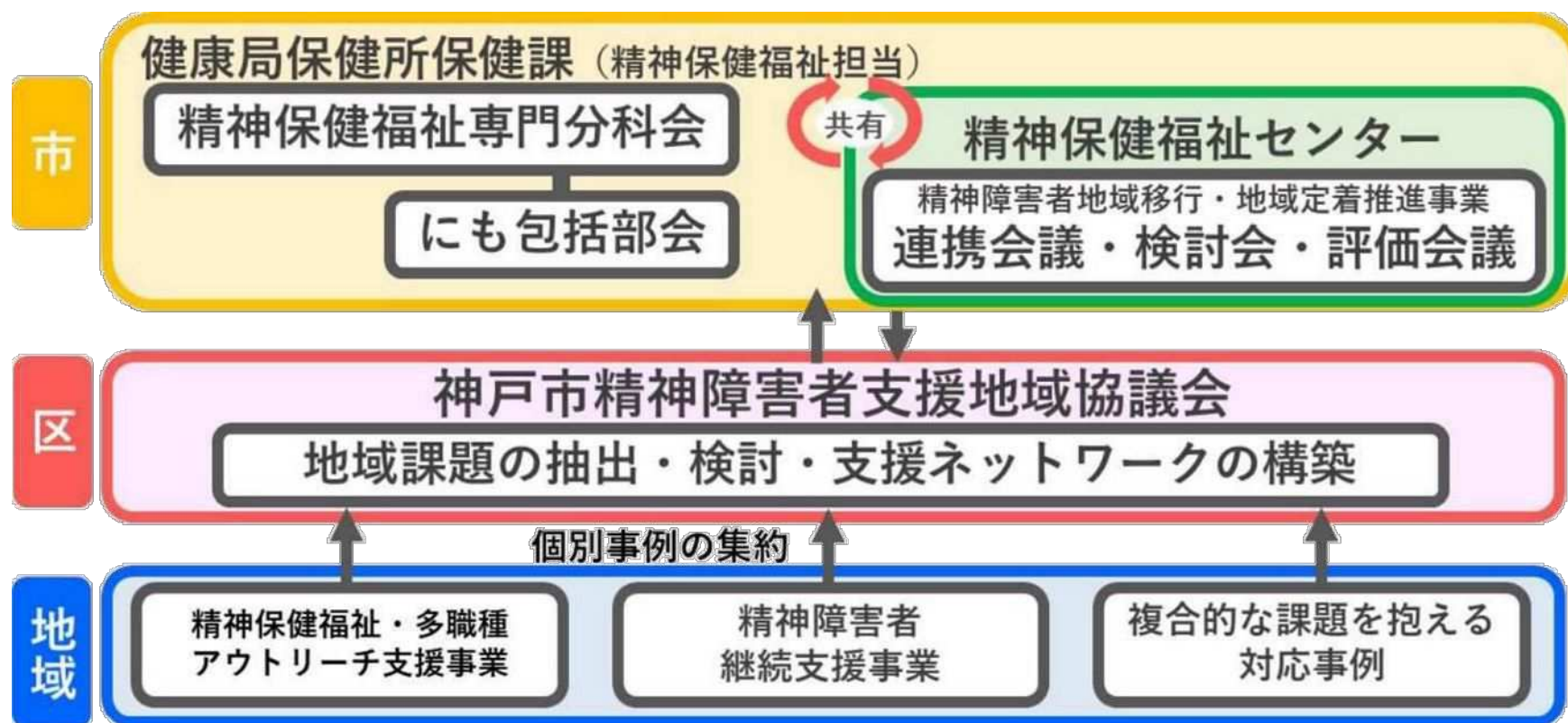
本人の意思が尊重されるよう適切な支援



神戸市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに向けた取り組み概要

入院生活	地域生活のはじまり	安心、安定した地域生活
精神科病院	相談支援機関(障害者相談支援センター・地域包括支援センター) 〈退院に向けた支援〉 ・地域移行支援サービス提供、地域での生活を支えるための環境調整 〈地域定着支援〉 ・医療機関・関係機関との連携、地域定着支援サービス提供	障害福祉・介護保険サービス事業所 等 〈地域定着支援〉〈就労支援〉〈生活支援〉 ・入院患者の体験プログラムの受け入れ ・サービス提供、医療機関との連携
	☆ピアサポーター KOBEピアサポーターの活用事業 〈退院に向けた支援〉 ・精神科病院等での患者向け体験談発表活動 ・入院患者との個別面談、地域移行利用希望者への個別支援 ・退院後、事業所職員と同行してフォロー訪問	精神科救急医療体制整備 ・夜間・休日の急を要する精神科医療の相談
		訪問看護ステーション ・精神科訪問看護の提供・関係機関との連携
市(保健所保健課・精神保健福祉センター)	市(福祉局・建築住宅局) ・グループホームなどの施設整備 ・超短時間雇用創出(しごとサポート) ・地域移行・地域定着(地域包括ケアシステム構築)に向けた課題抽出、施策の検討(自立支援協議会)・障害福祉計画の策定 ・住まいの確保支援(行政関係部局、居住支援協議会との連携) ・高齢福祉・介護保険事業計画の策定、施策化(地域ケア会議)等	精神科クリニック ・定期通院支援(往診や訪問看護の導入) ・精神科デイケア・精神科ナイトケアの提供 ・関係機関との連携
		その他医療機関 ・内科疾患・整形等その他医療機関との連携
		自助グループ・家族会 等 当事者や家族同士の悩みの共有や支えあい、居場所の活動、情報交換 等
市(保健所保健課・精神保健福祉センター)	コーディネーター(委託事業) ・地域移行・地域定着推進連携会議(検討会)の運営 ・KOBE ピアサポーター活用に係る事業(養成研修・スキルアップ研修の企画、運営 等) ・精神科病院や救護施設 等との連携・研修の実施 ・障害福祉サービス事業所等へのスーパーバイズ ・普及啓発(精神障害に関する理解促進) ・居住支援法人・居住関係者との連携・ネットワークの構築	地域支援者・地域住民、社協 等 地域の理解、地域支援者による見守りや助け合い、地域の居場所 等
		区(生活支援課・退院支援員) ・長期入院患者退院支援・生活困窮支援 等
		区(精神保健福祉相談員・保健師) ・精神障害者継続支援事業(精神障害者支援地域協議会の実施) ・障害福祉サービス申請受付・支給決定 ・精神保健福祉相談(訪問・面接等) ・関係機関との連携・ネットワークの構築
市(保健所保健課・精神保健福祉センター)	退院促進支援コーディネーター(委託事業) ・KOBE ピアサポーターを活用した退院促進支援 ・精神科病院職員への退院促進支援にかかる助言 等	市(保健所保健課・精神保健福祉センター) ・区でかけるチーム ・精神保健福祉・多職種アウトリーチ支援事業 ・神戸市こころ(心)のサポーター養成研修

本市の精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム協議の場



にも包括協議部会の委員、事務局構成

(学識経験者)

橋本 健志 神戸大学名誉教授 (兵庫県精神保健福祉協会 会長)

(当事者・家族)

鍛冶 孝成 KOBE ピアサポーター

吉田 明彦 精神医療サバイバーズフロント関西 主宰

前嶋 昌子 神戸市精神障がい者家族会連合会 理事

(医療)

宮軒 将 兵庫県精神科病院協会 副会長

上月 清司 神戸市医師会・兵庫県精神神経科診療所協会 理事

松原 健治 兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会神戸ブロック会長

(福祉・介護)

北岡 祐子 兵庫県精神保健福祉士協会 会長

櫻間 悦子 障害者相談支援センター連絡協議会 会長

岸間 大治 御影南部あんしんすこやかセンター 管理者

(社会参加・地域福祉)

安福 ひとみ 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 副理事長

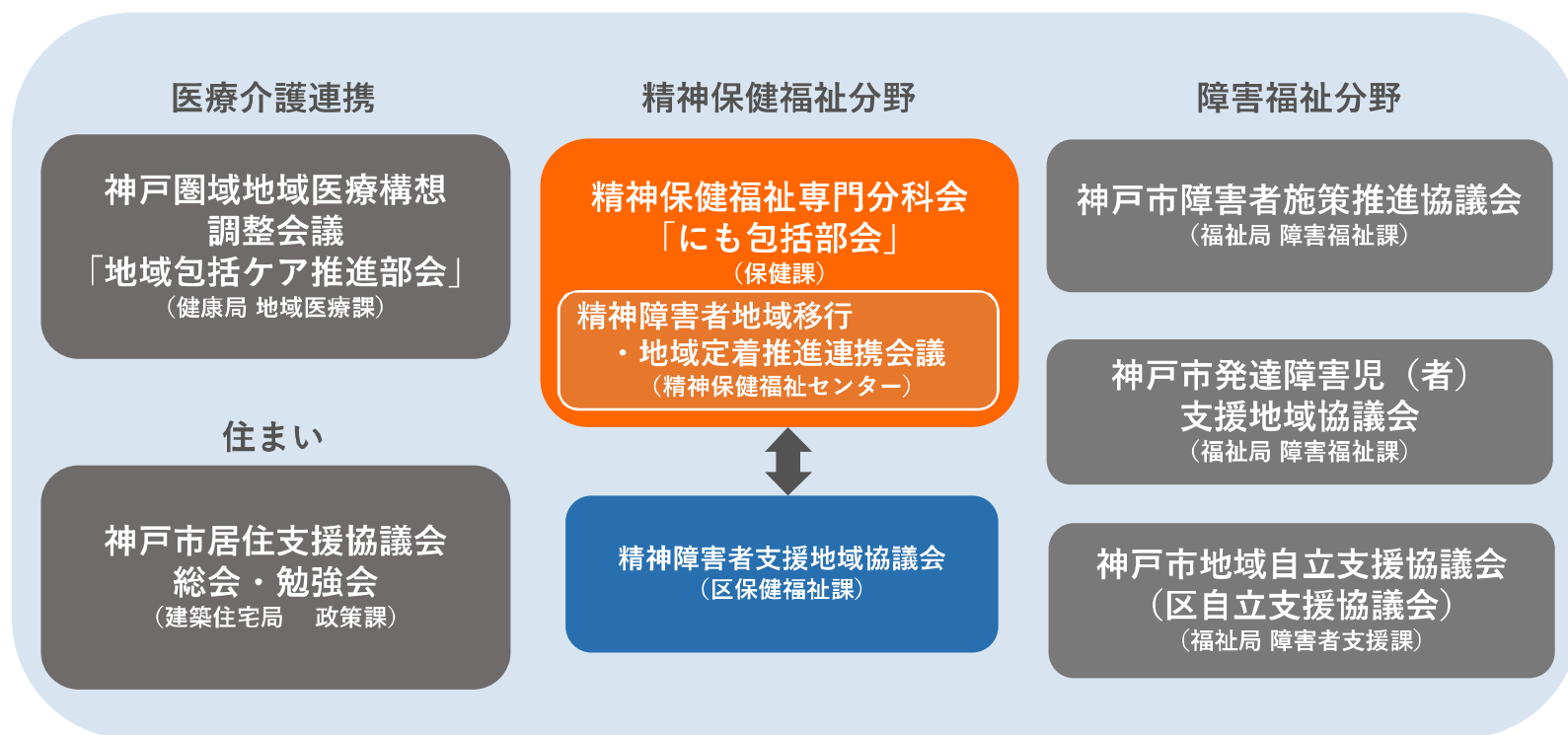
本田 幹雄 神戸市社会福祉協議会 事業推進局長

(事務局)

健康局・福祉局・建築住宅局・教育委員会



関連する協議の場



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	頻度	実施内容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会	学識経験者、当事者・家族会、精神科病院、医師会・診療所、訪問看護事業所、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、精神保健福祉士協会、精神障害者社会復帰連盟、社会福祉協議会、相談支援事業所、行政(健康・福祉・住宅・教育)	2回/年	・市内関係機関の代表者レベルの会議体として実施。 ・市全体の方向性やビジョンの共有 ・市全体での精神保健福祉関連施策の報告と各機関から見た課題、区レベル、実務者レベルで抽出された市レベルでの課題の共有 ・課題解決に向けた検討、必要な取組等の共有
地域移行・地域定着推進連携会議	精神科病院、精神科クリニック、訪問看護事業所、相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、障害者相談支援センター、共同生活援助事業所、居住支援法人、精神障害者当事者、救護施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、行政(障害福祉担当課、高齢福祉担当課、生活保護担当課、建築住宅部局、区役所精神保健福祉相談員等)	1回/年	・にも包括の啓発、当年度の課題と取組報告、検討会で検討した具体的な対応策について、市内関係機関と広く共有し、次年度の検討課題、方向性、取り組むにあたって何が求められているかを共有する。
地域移行・地域定着推進検討会		3回/年	課題の共有や解決策の検討を行う。 【令和5年度実施内容】 1) 救護施設からの地域移行 2) 障害×高齢連携 3) 精神障害者の地域生活と支援連携
初回・中間・年度末評価会議	精神科病院、相談支援事業所、精神障害者当事者	3回/年	年度当初、途中、年度末に開催。事業の方向性と進捗を確認し、意見交換を実施。
精神障害者支援地域協議会	精神科医療機関、警察署、障害福祉サービス事業者、民生委員児童委員協議会、当事者・家族、訪問看護事業所、社会福祉協議会、行政(区保健福祉課・福祉事務所)	1回/年	区の協議の場として、個別事例の集約から課題抽出を行い、身近な地域(区単位)のネットワークの構築、課題抽出、解決策の検討等を実施。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- | | |
|--------|--|
| 平成24年度 | 地域移行推進連携事業協議会・研修会の実施やピアサポーターの活動による、入院患者への発表活動や個別支援活動を実施 |
| 平成29年度 | 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」、「精神障害者継続支援事業」開始 |
| 平成30年度 | 区単位での精神障害者支援ネットワーク構築のため、各区精神障害者支援地域協議会を設置 |
| 令和元年度 | 病院から依頼の地域移行支援サービス利用者が増加し、地域移行支援の意識が高まりがみられるようになる |
| 令和2年度 | 新型コロナウイルスの影響を受け、退院意欲喚起に向けた病院内での発表活動や支援が困難となり地域移行支援の停滞がみられた |
| 令和3年度 | 障害者相談支援センター(地域支援員)との市内精神科病院の訪問とヒアリングの実施 |
| 令和4年度 | 住宅関係部局との連携や居住支援法人へのアプローチを行い、神戸市居住支援協議会等へ参加 |
| 令和5年度 | さらなる推進にむけた多部局連携の強化、市レベルの課題検討・施策立案を行うため、保健所保健課内に新たな部門を設置 |
| 令和6年度 | 精神保健福祉施策の強化として新規施策(精神保健福祉・多職種アウトリーチ支援事業、KOBET退院促進支援事業・入院者訪問支援事業、神戸市こころ(心)のサポーター養成研修)を実施。
また、全市での精神保健福祉にかかる課題検討、政策決定の場として、神戸市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会を開催 |

三 方 入 社 し て い る 日 七 七 の 方

住民への精神疾患について

事例カンファレンスなど

- ①地域医療機関との連携が不十分
- ②社会資源に関する情報、制度
- ③複合的な課題（高齢化、生活

「にも包括部会」の意見（課題）

＜地域移行について＞

- ・地域移行の際、自己決定できるような説明を本人が受けられるようにツールがあるといい。
- ・退院後の生活をどう支えていくか検討が必要。（グループホームでのサポート体制等を含めて）
- ・地域生活において医療と福祉の間に支援の必要性についての認識に違いがあり、連携が大切。
- ・地域の受け皿を整えるためには地域の理解が必要。

＜普及啓発＞

- ・10代から早期の知識教育や地域で対応することの多い警察署員など幅広い対象者や関係機関への啓発も必要。
- ・地域で当事者と関わる機会があるとよい。

＜児童へのサポート＞

- ・18歳未満の発達障害等、精神保健福祉分野での福祉サービスが少ない現状にある。

各区協議会の意見（課題）

＜医療＞

- ・長期入院患者や入退院を繰り返す方への支援
- ・救急要請時の受診先の相談

＜障害福祉・介護＞

- ・相談支援事業所（一般・特定）が少ない
- ・関係機関の「にも包括」構築への役割が不明確
- ・支援者支援の役割を担う機関が十分でない
- ・障害理解に差があり、対応可能な支援機関が限られる
- ・劣悪な生活環境がある場合に福祉サービスの入りづらさにつながる

＜住まい＞

- ・入居者及び居住支援関係者の安心確保

＜保健・予防＞

- ・医療分野とのネットワークが不十分
- ・退院にむけて関係機関の連携や地域定着への協力者が少ない
- ・市の自殺死亡率が漸増傾向（R5年統計時点）

＜社会参加（就労）＞

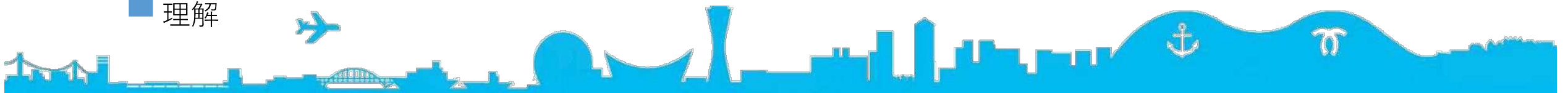
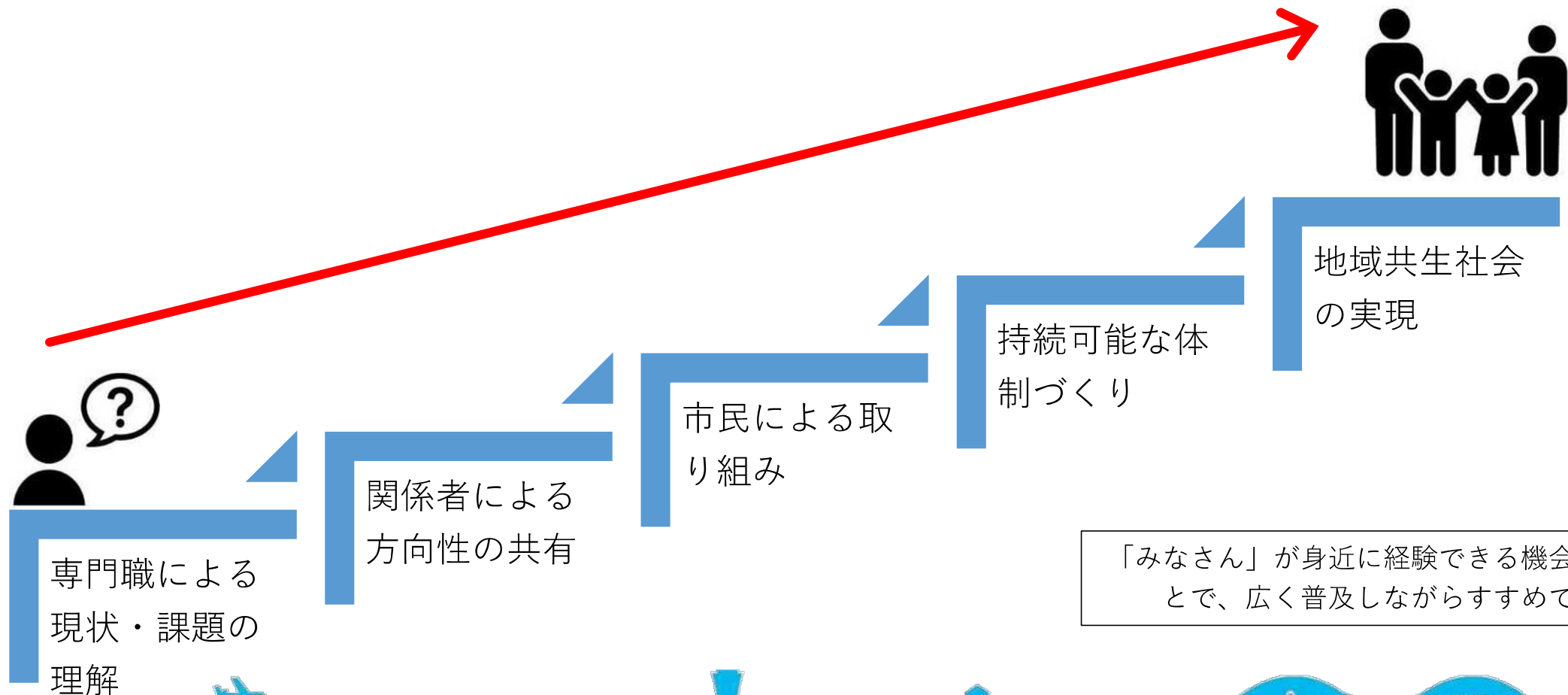
- ・地域の居場所や社会参加機会の情報を得にくい

＜地域の助け合い・教育（普及啓発）＞

- ・制度や相談窓口がわかりにくい
- ・精神障害への偏見がある。近隣住民の地域生活の受け入れへの理解が得にくい。
- ・家族会の継続運営の困難さがある

「みなさん」が対象

(にも包括は障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるようにするもの)



参考資料 1

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会委員名簿

(敬称略)

○＝部会長

(学識経験者)

○橋本 健志 神戸大学名誉教授(兵庫県精神保健福祉協会 会長)

(当事者・家族)

鍛冶 孝成 KOBE ピアサポーター
吉田 明彦 精神医療サバイバーズフロント関西 主宰
前嶋 昌子 神戸市精神障がい者家族会連合会 理事

(医療)

宮軒 将 兵庫県精神科病院協会 副会長
上月 清司 神戸市医師会・兵庫県精神神経科診療所協会 理事
松原 健治 兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会神戸ブロック会長

(福祉・介護)

北岡 祐子 兵庫県精神保健福祉士協会 会長
櫻間 悦子 障害者相談支援センター連絡協議会 会長
岸間 大治 御影南部あんしんすこやかセンター 管理者

(社会参加・地域福祉)

安福 ひとみ 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 副理事長
本田 幹雄 神戸市社会福祉協議会 事業推進局長

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会要領

（趣旨）

第1条 この要領は神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会運営要綱（以下「要綱」という）第2条第1項に規定する精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会（以下、「にも包括部会」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 にも包括部会は18名以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 精神保健福祉専門分科会会長の指名する専門分科会委員
- (2) 当事者・家族
- (3) 保健、医療、福祉等関係団体代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 精神保健福祉業務に携わる神戸市職員

（審議事項）

第3条 にも包括部会は、地域生活支援促進事業（地域生活支援促進事業実施要綱）における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 日常生活圏域を基本として、精神保健医療福祉の重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する神戸市の取組みに関すること
- (2) 精神障害者施策に関して必要な事項

（会議）

第4条 にも包括部会は部会長が招集する。

2 にも包括部会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 にも包括部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は部会長が決定する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、にも包括部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は令和6年4月1日より施行する。

神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日委員会決定）第9条の規定に基づき、精神保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会の設置)

第2条 専門分科会に、精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院費）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議部会（以下「にも包括部会」という。）を設置する。

2 前項に規定する判定部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 前項に規定するにも包括部会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

(部会委員)

部会に属する委員（以下「委員」という。）は、専門分科会長の指名する専門分科会委員及び精神障害者の保健・医療・福祉等に関する事業に従事するもの、その他市長が適当と認めるもののうちから市長が委嘱し、または任命する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が健康その他の理由により職務遂行が困難になり、または専門分科会会長もしくは市長が不適任と認めたときは、これを解任することができる。

3 委員は再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会に部会長を置き、又必要があるときは副部会長を置くことができる。

6 部会長及び副部会長は、健康局長の指名によって定める。

7 部会長は、その部会の会務を総理する。

8 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、副部会長またはあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

9 部会は部会長が招集する。

10 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 部会で決議された事項は、専門分科会の決議とみなす。

(関係者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、判定部会への関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 判定部会の庶務は保健所精神保健福祉センター、にも包括部会の庶務は保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、判定部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日より施行する。

この要綱は、令和６年９月１日より施行する。

別表（第２条第２項関係）

判定部会への委任事務

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の審査に関する事
- (2) 自立支援医療費（精神通院費）支給認定申請の審査に関する事
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請の審査に関する事

別表（第２条第３項関係）

にも包括部会への委任事務

- (1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する事
- (2) 精神障害者の支援施策に関する事

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日

委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

(1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内

(2) 福祉政策会議 定数 15 名以内

2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。

3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。

4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。

5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

6 会長は、その会議の会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、福祉局長が招集する。

9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

11 前項に定める部会の定数は、10 名以内とする。

12 第 3 項から第 9 項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 民生委員審査専門分科会 | 定数 10 名以内 |
| (2) 身体障害者福祉専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (3) 児童福祉専門分科会 | 定数 30 名以内 |
| (4) 精神保健福祉専門分科会 | 定数 20 名以内 |
| (5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (6) 介護保険専門分科会 | 定数 35 名以内 |
| (7) 成年後見専門分科会 | 定数 10 名以内 |

2 第 2 条第 3 項から同条第 10 項までの規定の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第 1 項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表 2 に掲げるとおりとする。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

第 4 条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 前 4 項の規定は、第 2 条に定める会議及び第 3 条に定める専門分科会に準用する。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、会議及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」と

あるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

第6条 委員会に参与を置く。

2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局において処理する。

2 専門分科会の庶務は、福祉局、健康局又はこども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成13年1月9日委員会決定）

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則（平成13年7月18日委員会決定）

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則（平成15年7月29日委員会決定）

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則（平成17年4月21日委員会決定）

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年10月20日委員会決定）

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則（平成21年1月28日委員会決定）

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成24年8月6日委員会決定）

この要綱は、平成24年8月6日より施行する。

附 則（平成26年2月7日委員会決定）

この要綱は、平成26年2月7日より施行する。

附 則（平成27年12月21日委員会決定）

この要綱は、平成27年12月21日より施行する。

附 則（平成31年1月16日委員会決定）

この要綱は、平成31年1月16日より施行する。

附 則（令和元年12月26日委員会決定）

この要綱は、令和元年12月26日より施行する。

附 則（令和2年11月6日委員会決定）

この要綱は、令和2年11月6日より施行する。

別 表 1（第 2 条関係）

会議の所掌事務

1. 計画策定・検証会議

- ① 市民福祉総合計画の策定に関すること。
- ② 市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価に関すること。

2. 福祉政策会議

- ① 市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

別 表 2 （第 3 条 関 係）

専 門 分 科 会 へ の 委 任 事 務

1．民生委員審査専門分科会

- ① 民生委員の適否の審査に関する事。

（社会福祉法第11条第1項）

2．身体障害者福祉専門分科会（社会福祉法第11条第1項）

- ① 身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師の指定の審議に関する事。

（身体障害者福祉法第15条第2項）

- ② 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定及び取消についての審議に関する事。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条）

- ③ 身体障害者の障害程度の審査に関する事。

（身体障害者福祉法施行令第5条第1項）

3．児童福祉専門分科会

- ① 児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に関する事。

（児童福祉法第27条第6項及び同法施行令第32条）

- ② 児童虐待事案の検討に関する事。

- ③ 映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告する事。

（児童福祉法第8条第7項）

- ④ 母子福祉資金貸付金の打ち切りの審議に関する事。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）

- ⑤ 里親の認定についての審議に関する事。

（児童福祉法施行令第29条）

- ⑥ 認可を受けない児童のための施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖についての審議に関する事。

（児童福祉法第59条第5項）

⑦児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。

（児童福祉法第46条第4項）

⑧家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関すること。

（児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項）

4. 精神保健福祉専門分科会

①厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項）

②指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定及び取消についての審議に関すること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条）

③精神保健福祉の調査審議に関すること。

5. 市民福祉顕彰選考専門分科会

①市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

（神戸市民の福祉をまもる条例第56条）

6. 介護保険専門分科会

①介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。

②介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。

③高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。

7. 成年後見専門分科会

①成年後見制度の利用促進に関すること。

（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項）